

ご結婚されたお二人へ!

江戸川区

# 結婚パスポート

EDOGAWA CITY MARRIAGE PASSPORT

区内に在住する結婚1年以内のお二人へ、区の公共施設などを利用できる結婚パスポート及び優遇利用券をお贈りします。

江戸川区の施設などが

お得にご利用できます!



## 交付対象者

下記の(1)から(3)の条件をすべて満たす方

- (1) 令和6年1月1日以降に婚姻届を提出した方。
- (2) お二人とも江戸川区に住民登録があること。
- (3) 婚姻後、1年以内であること。

なお、事実上の結婚生活を送っている方や同性パートナーシップ関係の方も対象となります。

## 申請方法

電子申請または郵送申請となります。



お問い合わせ・詳細はこちらから

江戸川区結婚パスポートコールセンター TEL 03-6629-2580

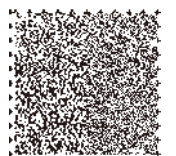
江戸川区結婚パスポート

検索

<https://edogawa-kextukonn-passport.jp>



Uni-Voiceコード(表)  
(音声コード)



ともに、生きる。  
江戸川区

# 優遇利用施設一覧

施設

備考

## 1.区宿泊施設 宿泊補助券 ※予約時に結婚パスポート優遇利用券を利用する旨をお伝えください。

穂高荘・塩沢江戸川荘・ホテルシーサイド江戸川 5千円×2枚

## 2.スポーツ施設等 利用券

総合体育館・スポーツセンター・スポーツランド  
スピアーズえどりくフィールド(陸上競技場)  
水辺のスポーツガーデン  
小松川さくらホール・小岩アーバンプラザ  
小岩区民館・小松川区民館・東部区民館  
葛西区民館・鹿骨区民館  
各コミュニティ会館(ただし、一部の施設を除く)

12回利用分  
一般公開で個人利用が可能な種目や施設(卓球・バドミントン・温水プール・トレーニングルーム・スポーツルーム等)  
利用時間は各施設で定める単位時間・区分の範囲内

## 3.テニスコート 利用券

スポーツランド・水辺のスポーツガーデン  
小岩・谷河内・松江・西葛西の各テニスコート

1時間×2回利用分  
ナイター利用を含む。

## 4.アイススケート場 利用券 (開設期間10月～5月末)

スポーツランドアイススケート場

2回利用分(一般公開分)  
貸し靴を含む。

## 5.カヌー場 利用券

新左近川親水公園カヌー場多目的カヌー場

1時間×2回利用分(一般公開分)  
カヌーレンタルを含む。

## 6.パノラマシャトル 1日乗車券

総合レクリエーション公園内

1日乗車券×2枚

## 7.江戸川区内公衆浴場(銭湯)入浴券

江戸川区内の各公衆浴場(スーパー銭湯を除く)

6回利用分 入浴料のみ

## 8.映画鑑賞

船堀シネパル(タワーホール船堀)

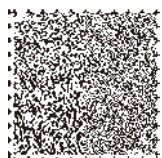
結婚パスポートの提示で  
800円で鑑賞可能 回数制限なし

### 利用方法

- (1) 窓口で結婚パスポートを提示の上、優遇利用券をお渡しください。
- (2) 結婚パスポートの提示がない場合は優遇利用はできません。
- (3) ご利用は結婚パスポートの交付を受けた方に限ります。

※優遇利用施設等は変更する場合があります。  
※結婚パスポートと優遇利用券の有効期間はともに1年間となります。

Uni-Voiceコード(裏)  
(音声コード)



ともに、生きる。  
江戸川区